

神社小学校・大湊小学校統合準備会の運営方法について

1. 会議の公開（傍聴）について

- ・「神社小学校・大湊小学校統合準備会規約」第6条第6項により原則公開とします。
- ・ただし、案件によっては、会議に諮って非公開とすることができます。

①傍聴希望があった場合

（会議開始前の場合）

会議の開催前に傍聴の取扱（公開か非公開か）を諮ることとします。

会場の後席に傍聴席を設けることとし、会場により座れる（又は入れる）人数を超える場合は抽選とします。

（会議途中の場合）

会議の途中で傍聴の申し出があった場合も同様の取扱とします。

②傍聴できる者又は禁止事項

- ・伊勢市教育委員会傍聴規則を準用します。

【参考】 伊勢市教育委員会傍聴規則（抜粋）

（傍聴の禁止）

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴することができない。

- （1） 酒気を帯びていると認められる者
- （2） 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- （3） その他教育長において傍聴を不相当と認める者

（傍聴席の定員）

第4条 傍聴席の定員は、5人とする。ただし、教育長が必要と認めたときは、定員を増減することができる。

（議席への入場禁止）

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても議席へ入ることはできない。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

（遵守事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- （1） 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得たときは、この限りでない。
- （2） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （3） 静粛を守り、みだりに私語、談話その他騒ぎ立てないこと。
- （4） 議事に対し、拍手、発言、批評を加えたり賛否を表明したりしないこと。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(行為の制限及び退場)

第8条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

・この規則にない事項については、その都度会議に諮って可否を決定します。

2. 欠席時の取扱（代理出席）について

- ・会議開催日に都合により欠席になる場合、代理出席は認めないこととします。
- ・ただし、意見があるときは、あらかじめ文書、メールなどで事前に申し出をすることとします。

3. 会議録の作成について

- ・会議録は要約筆記とし、発言者無記名で事務局が作成します。
- ・会議録は、伊勢市ホームページに掲載します。

4. 広報について

- ・統合準備会だよりを発行します。

[配付先]

- ①統合対象となる小学校の保護者に学校を通じて配付
- ②統合対象となる小学校区内の幼稚園・保育所の保護者には、園を通じて配付
- ③統合対象地域の自治会には回覧で周知

[その他]

- ④伊勢市のホームページでPDF版として掲載
- ⑤市役所、教育委員会、支所の窓口で配付

- ・広報いせは、定時的に掲載を依頼
- ・各学校の学校通信やホームページでの広報

※統合準備会だより、広報いせには、名簿及び会議中の写真等を掲載する場合があります。

5. 会議開催場所等について

- ・会場は、神社小学校区と大湊小学校区と交互に会場の設定をします。
- ・会議開催時間は、原則、平日の午後7時30分からとします。都合により土日開催の場合は午前や昼からという場合もあります。
- ・次回の開催日を会議終了後に決定します。